

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する各市町所管の行政サービスについて

令和6年9月1日時点

市町名	草津市
-----	-----

1 受領証の提示等が必要なもの

No.	項目	内容	問い合わせ先		備考
			担当課	電話番号	
1	税証明(罹災証明書含む)の交付	所得証明書や課税証明書等の税証明について、パートナーが交付を受けることができる	税務課	077-561-2308	
2	転入・転出・転居の届出等	同一世帯員の場合、転入・転出・転居時の住民基本台帳法上の届出をパートナーが行うことができる また、希望者には、住民票の続柄を「同居人」から「縁故者」とすることができる	市民課	077-561-2344	
3	り災見舞金等の支給	自然現象および火事等により被災した場合、パートナーがり災見舞金や災弔慰金の支給を受けることができる	人とくらしのサポートセンター	077-561-6927	
4	重度心身障害(児)者等自動車燃料費助成	重度心身障害(児)者およびねたきり高齢者等が自らの生活のために生計を一にするパートナーが自動車を運行する場合、燃料費の助成を受けることができる	障害福祉課	077-561-6972	
5	認知症高齢者等見守りネットワークの登録申請	認知症等により道に迷うおそれのある方を日常的に見守り、行方不明時の早期対応を行うための見守りネットワークに、パートナーが登録申請することができる	長寿いきがい課	077-561-2372	
6	認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入申請	認知症の人が起こした事故等により法律上の損害賠償が発生した場合に備え、市が加入する保険に、パートナーが加入申請することができる	長寿いきがい課	077-561-2372	
7	児童発達支援等の申請	発達支援センターが実施する福祉サービス(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援)の利用時の申請をパートナーが行うことができる	発達支援センター	077-569-0353	
8	児童生徒就学援助認定申請(給付申請)	経済的理由等によって学用品費等の支払いが困難な場合、就学に必要な費用の給付申請をパートナーが行うことができる(生計が同一であることによる)	学校教育課	077-561-2421	
9	特別支援教育就学奨励費支給申請	障害のある児童生徒の小中学校への就学に必要な費用の支給申請をパートナーが行うことができる(生計が同一であることに限る)	学校教育課	077-561-2421	
10	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償	所管する学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師について公務に基づくと認められる災害が発生した場合、パートナーが公務災害補償を受けることができる	学校教育課	077-561-2421	
11	犯罪被害者遺族見舞金の支給	犯罪行為により不慮の死を遂げた場合、パートナーが遺族見舞金の支給を受けることができる	危機管理課	077-561-2325	
12	防火防災訓練災害補償	参加者が防火防災訓練により死亡した場合、パートナーが損害補償を受けることができる	危機管理課	077-561-2325	
13	非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	消防団員で非常勤の者が死亡により退職した場合、パートナーが退職報償金の支給を受けることができる	危機管理課	077-561-2325	
14	市営住宅の入居申込等	パートナーとともに市営住宅への入居の申込や、パートナーとの同居の申請を行うことができる	市営住宅課	077-561-2395	
15	市職員の休暇取得、手当支給等	市職員の特別休暇の取得や手当の支給等をパートナーが受けることができる	職員課	077-561-2314	